

ハンセン病に関する文書の保管 状況に関する実態調査結果

2024年12月

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

1. ハンセン病に関する文書の保管状況に関する実態調査について（概要）

（1）調査の経緯及び目的

令和3年2月に「明治三十二年 癩病患者並血統家系調 永年保存 大町警察署」と記載された文書がネットオークションに出品され、当時のハンセン病患者の方やそのご家族に関する情報が、一時的に不特定多数の方によって閲覧可能な状態とり、元患者の方々やご家族にとって、新たな偏見・差別を生み出し、重大な人権侵害につながる恐れがある事案が発生しました。

本事案を受け、厚生労働省は、統一交渉団との協議を重ね、各都道府県で保有しているハンセン病に関連する文書及びその保管状況等の実態を把握するため、実態調査を行うこととし、各都道府県知事あて実態調査の実施依頼の通知を発出しました。（「ハンセン病に関する文書の保管状況に関する実態調査について」令和4年12月26日付け厚生労働省健康局長通知）

今般、本調査の調査結果が取りまとまりましたので、公表いたします。

2. 実態調査の概要

(2) 調査方法

① 調査対象部局

都道府県庁内各部局（総務部局、保健福祉担当部局[医療行政、感染症・ハンセン病対策担当部局等]、病院関係部局、人権擁護担当部局、教育委員会事務局及び警察本部等）及び調査対象文書を保有している可能性がある出先機関等（保健所、歴史博物館等）

② 調査対象文書

ハンセン病（癩病・らい病）に関連する文書（電子データ含む。）

（参考）他県で確認されている公文書の内容例

癩病患者に関する調査、癩予防に関する件、癩予防に関する執務摘要、内務省衛生局訓示、患者の細菌検査に関する意見具申、療養所・病院に関する予算、警察費予算、県分担金、警察署巡回注意事項、県税賦課徴収、県議会選挙、県議会質疑、集落移転に係る予算・進捗状況
（パンフレットや一般図書等広く一般に公開されているものは調査対象除外）

※ 調査の対象とする文書及び調査対象部局等は、上記（参考）で記載の「他県で確認されている公文書の内容例」等を参考に各都道府県において判断。

③ 調査期間 令和4年12月26日から令和5年6月30日まで

3. 調査結果

(1) ハンセン病に関する文書保管の数

総文書数	個人情報 有	個人情報 無
7, 460	2, 668	4, 792

※調査・公表済みの長野県を除く、46都道府県分

自治体名	計	個人情報 有	個人情報 無	自治体名	計	個人情報 有	個人情報 無	自治体名	計	個人情報 有	個人情報 無	自治体名	計	個人情報 有	個人情報 無
北海道	72	30	42	東京都	234	22	212	京都府	163	84	79	愛媛県	72	31	41
青森県	72	8	64	神奈川県	65	45	20	大阪府	55	54	1	高知県	204	126	78
岩手県	33	10	23	新潟県	16	5	11	兵庫県	58	30	28	福岡県	421	39	382
宮城県	55	8	47	富山県	103	38	65	奈良県	120	63	57	佐賀県	154	86	68
秋田県	118	32	86	石川県	491	71	420	和歌山県	107	32	75	長崎県	88	28	60
山形県	65	5	60	福井県	50	32	18	鳥取県	141	82	59	熊本県	277	199	78
福島県	28	13	15	山梨県	74	20	54	島根県	211	149	62	大分県	59	29	30
茨城県	54	13	41	岐阜県	255	113	142	岡山県	516	258	258	宮崎県	244	53	191
栃木県	78	44	34	静岡県	150	94	56	広島県	210	132	78	鹿児島県	662	59	603
群馬県	410	137	273	愛知県	524	122	402	山口県	45	4	41	沖縄県	146	64	82
埼玉県	45	22	23	三重県	72	39	33	徳島県	111	63	48	合計	7,460	2,668	4,792
千葉県	47	15	32	滋賀県	114	22	92	香川県	171	43	128				

※各都道府県ごとに文書数にばらつきがある理由としては、設定している文書保存年限の相違や複数年度分を1ファイルで管理するなどの違いがあるため。

(2) 確認できた事項及び評価

■ 全文書数7,460件の分類について

今回のハンセン病に関する文書の保管状況に関する実態調査で確認された文書については、以下の4つに大別することができた。(各都道府県から提出された調査票に記載の文書名から厚生労働省において以下のとおりA・B・C・Dの4つのカテゴリーに分類。)

- ・ **A：元患者及びその家族の台帳 等**

総文書数：805件（個人情報「有」：432件、個人情報「無」：373件）

- ・ **B：元患者及びその家族への補助金、生活援護、里帰り事業に関する文書 等**

総文書数：2,837件（個人情報「有」：1,619件、個人情報「無」：1,218件）

- ・ **C：普及啓発に関する文書 等**

総文書数：1,487件（個人情報「有」：402件、個人情報「無」：1,085件）

- ・ **D：その他文書**

総文書数：2,331件（個人情報「有」：215件、個人情報「無」：2,116件）

■ 分類ごとの文書種別について（個人情報「有」） 2, 668件

- ・ A：元患者及びその家族の台帳 等、
- ・ B：元患者及びその家族への補助金、生活援護、里帰り事業に関する文書 等、
- ・ C：普及啓発に関する文書 等、
- ・ D：その他文書

A

- ・ 癩患者名簿
- ・ らい患者台帳
- ・ ハンセン病患者台帳
- ・ ハンセン病患者登録基本台帳
- ・ らい患者家族保護台帳
- ・ 在宅患者台帳
- ・ 在宅患者登録番号簿
- ・ 在宅患者指導票
- ・ 在宅患者検診
- ・ 在宅患者検診実施状況
- ・ 入所患者台帳
- ・ ハンセン病患者収容名簿
- ・ ハンセン病療養所入所者台帳
- ・ 療養所入所者名簿
- ・ 入所者異動状況
- ・ 患者入退所等報告
- ・ 未収容ハンセン病患者指導票
- ・ 回復者等名簿
- ・ 県出身らい患者園別名簿
- ・ 県出身入所患者名簿
- 等

B

- ・ 生活援護受給者名簿
- ・ 生活援護世帯援護台帳
- ・ 生活援護ケース番号登載簿
- ・ 生活援護費国庫負担金
- ・ 援護申請・却下通知書・記録票
- ・ 援護家族調査票
- ・ 援護決定調書綴
- ・ 援護廃止決定通知書
- ・ 保護決定調書
- ・ 生活援護費領収書
- ・ 家族生活援護費支給明細書
- ・ ハンセン病患者家族生活援護ケース記録
- ・ ハンセン病療養所退所者医療・介護費助成
- ・ 慰問事業
- ・ 県出身入所者訪問
- ・ ふれあいハンセン病療養所訪問事業
- ・ 故郷産品送付事業
- ・ ハンセン病入所者ふるさと交流事業
- ・ ハンセン病里帰り事業
- ・ ハンセン病療養所入所者一時帰省招待事業
- 等

C

- ・ ハンセン病問題普及啓発（講演会）
- ・ ハンセン病に関する講演会
- ・ ハンセン病啓発ビデオ
- ・ ハンセン病問題に関するシンポジウム
- ・ ハンセン病人権フォーラム
- ・ 人権啓発活動地方委託事業
- ・ 人権啓発指導者養成講座
- ・ 人権フェスティバル
- ・ ハンセン病支援事業「映画上映会&トークイベント」
- ・ ハンセン病パネル展
- ・ ハンセン病療養所作品展
- ・ 夏休みハンセン病療養所見学事業
- ・ ハンセン病語り部事業
- ・ ハンセン病対策促進事業
- ・ ハンセン病啓発講演会・研修会
- ・ ハンセン病問題人権学習会関係綴
- ・ ハンセン病手記等冊子作製綴
- 等

D

- ・ ハンセン病行政検査依頼
- ・ ハンセン病行政検査にかかる依頼書の提出について
- ・ 「ハンセン病問題」の検証関係
- ・ 旧優生保護施策に関する文書
- ・ ハンセン関連復命書・対応箋等
- ・ ハンセン病患者陳情
- ・ ハンセン要望書
- ・ ハンセン病療養所退所者との会議
- ・ ハンセン病問題に関する検証会議（情報開示）
- ・ ハンセン病訴訟関係
- ・ ハンセン病国家賠償請求事件関係綴
- ・ 黒川温泉ハンセン病回復者宿泊拒否関連
- ・ 宿泊拒否関係
- ・ ハンセン病市民学会
- 等

■ 分類ごとの文書種別について（個人情報「無」） 4, 792件

- ・ A：元患者及びその家族の台帳 等、
- ・ B：元患者及びその家族への補助金、生活援護、里帰り事業に関する文書 等、
- ・ C：普及啓発に関する文書 等、
- ・ D：その他文書

A

- ・ 伝染病隔離病舎台帳
- ・ 伝染病院隔離病舎等設置状況
- ・ 病院報告（患者票）綴（病院名 所在地 らい病床）
- ・ 癩予防に関する件通牒
- ・ 癩患者療養所に関する件
- ・ 癩患者脱出に関する件
- ・ 国立癩療養所官制
- ・ 癩療養所職員制
- ・ 癩療養所職員ノ名称、待遇及任免ニ関スル件
- ・ 癩療養所職員ノ官等等級配当ニ関スル件
- ・ 癩患者に関する医師及当該吏員の守秘等に関する進達
- ・ 在宅らい患者の検診実施の伺
- ・ らい患者等の検診実施について（伺い）
- ・ らい予防法指定医の委嘱について
- ・ らい予防法第5条に基づく指定医の辞退届
- ・ らい予防法に基づく強制入所の事例について
- ・ ハンセン病療養所入所者数

等

B

- ・ らい患者家族援護基準綴
- ・ らい患者家族生活援護委託費国庫交付要綱
- ・ ハンセン病家族援護費（国庫補助金関係）
- ・ ハンセン療養所給与支給規程
- ・ らい予防法の廃止に関する法律による親族の援護の実施について
- ・ 「国立ハンセン病療養所等退所者給付金」及び「国立ハンセン病療養所等死没者改葬費」にかかる省令・告示・申請用紙の送付について
- ・ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費補助金
- ・ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費交付要綱変更について
- ・ ハンセン郷土訪問事業の旅行委託入札関係
- ・ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費の国費支出関係書類

等

C

- ・ 郷土新聞委託業務
- ・ 教員向けハンセン研修
- ・ ハンセンパネル展・ビデオ上映会
- ・ ハンセン病問題啓発パネル展示
- ・ ハンセン病問題啓発講演会
- ・ 人権ラジオ
- ・ 啓発グッズ作成起案等
- ・ ハンセン病証言集編集関係資料
- ・ ハンセン病対策促進事業募集に関する文書ほか
- ・ ハンセン病対策促進事業事務処理要領
- ・ 「ハンセン病医学夏期大学講座」について
- ・ ハンセン病に関する啓発普及事業の実施について
- ・ ハンセン病に対する正しい知識の普及について
- ・ 「出前なんでも講座」（ハンセン病）の実施について
- ・ 「ハンセン病医学オンライン講座」開催の案内について
- ・ ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及び指導者向け教本の活用について
- ・ ハンセン病についての正しい知識の普及啓発オンライン講演会用動画の手話撮影および編集委託
- ・ 教養資料「人権に配慮した警察活動のための手引」の改訂版の送付について
- ・ ハンセン病に関する啓発DVD等の送付について
- ・ 「ハンセン病の啓発パンフレット等」の送付について
- ・ ハンセン病に関する情報の県ホームページへの掲載について
- ・ ハンセン病啓発ホームページのリニューアルについて

等

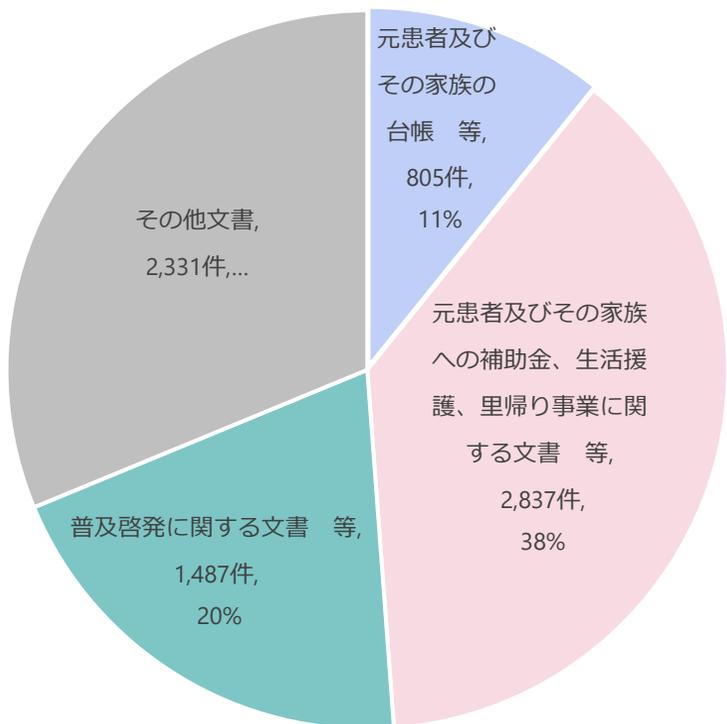
D

- ・ 衛生年報
- ・ 衛生統計年報
- ・ 衛生統計の推移
- ・ 統計年鑑
- ・ ハンセン病例規
- ・ ハンセン病関係例規
- ・ らい予防法 法律関係
- ・ 厚生省通知等（ハンセン病関係）
- ・ 厚生労働省照会・通知
- ・ 通知・事務連絡関係
- ・ ハンセン病問題基本法関連
- ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律・政令
- ・ 県議会議事録
- ・ 県議会衛生委員会議事録
- ・ 県議会文教衛生委員会議事録
- ・ 復命書

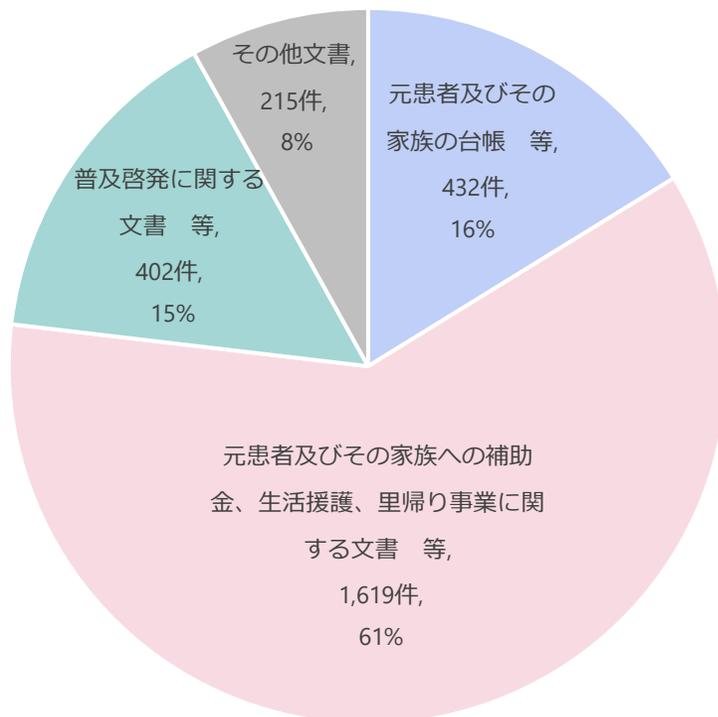
等

■ 分類ごとの文書種別の割合

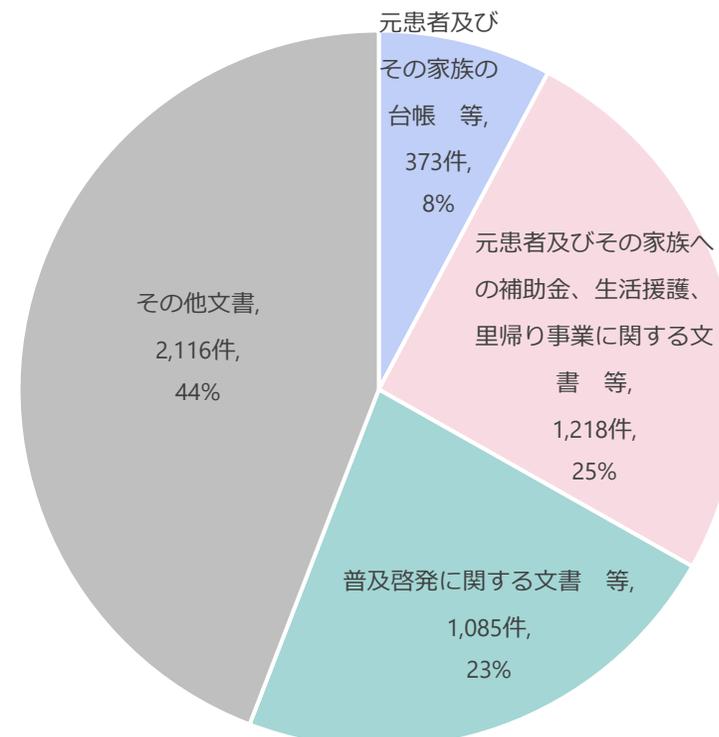
全体 (7,460件)



個人情報 有 (2,668件)



個人情報 無 (4,792件)



(3) 文書の保管状況

■ 保管場所

都道府県庁のハンセン病担当課、人権担当課、保健所、議会事務局、公文書館、歴史館 等

■ 保管方法

各都道府県におけるハンセン病に関する文書の保存方法については、主に以下のとおりであった。

▶ 保管場所(都道府県庁のハンセン病担当課、人権担当課、保健所、議会事務局 等)では、

① 執務室内に、書棚を設置・保管。職員不在時は、執務室を施錠。

② 執務室外の文書を保管するための書庫での保管。書庫入口扉は施錠。

③ 電子データについては、担当課サーバーで保管。(担当課職員以外アクセスできない)

▶ 保管場所(公文書館、歴史館 等)では、

○ IDカード認証が必要な収蔵庫で保管、ダイヤル錠付き収蔵庫で保管、地下書庫で施錠・保管。

■ 特に留意すべき、元患者及びその家族の台帳等のうち個人情報「有」の432件の保管方法の内訳は鍵付きの書庫・書棚で保管が251件、執務室・書庫入口等を施錠が141件、電子データ等でID・パスワード等設定が27件、文書館書庫等での保管が13件であった。

(4) 今後の対応方針

今般の実態調査により、各都道府県において、ハンセン病元患者や家族の個人情報を含む患者台帳等の文書が保管されていることが確認されました。また、これらの文書の保管方法として、執務室・書庫入口等は施錠しているものの書庫・書棚自体には鍵が付いていない状態で保管している事例が多数見受けられました。

これらの文書が漏洩した場合、重大な人権侵害及び新たな偏見・差別を生み出す恐れがあることから、令和3年2月に起きたような事案が二度と起こることがないように、以下の取組を各都道府県に要請します。

- ・これらの文書の取扱いに関しては、各都道府県において、公文書等の管理に関する法律及び公文書館法、公文書管理に関する条例、その他文書管理関係諸規定等に基づき、適切に対応すること。
- ・これらの文書を引き続き保管することとした場合には、鍵付きの書庫・書棚に保管すること。
また、鍵付きの書庫・書棚に保管した文書を閲覧する際には、閲覧記録を取ること。
- ・これらの文書を電子データとして保存する場合には、パスワード等を設定した上で、担当職員以外の者がアクセスできないようにすること。

今後も、適切な公文書の管理、保存及び利用等を行うよう、各都道府県に周知・徹底してまいります。

※「ハンセン病に関する文書の管理・徹底について」健康・生活衛生局長通知を各都道府県知事あてに発出予定。